

「(仮称)流山市こどもの権利条例」の制定に向けて

1 概要

子どもの権利条約や日本国憲法、こども基本法でこどもの権利保障が定められているが、こどもが生活する身近な場所にこどもを直接支える仕組みがないと実現が難しく、流山市の状況に即し、かつこどもが権利の主体として自分らしく生きるための実効性のある仕組みが必要である。

2 検討体制

(1) 流山市こどもの権利部会の委員の追加選任について

条例制定の審議において、こどもの権利部会の既存委員6名に1名を追加する。また、必要な専門性を確保するため弁護士、人権擁護委員各1名を加えるほか、当事者世代の幅広い視点や意見を反映させるため、高校・大学生年代を特別委員として3名、合計6名を増員し12名体制としたい。

委員構成

会議名	流山市こどもの権利部会 (流山市子ども・子育て会議 部会)			
合計	計 12名			
委員	既存委員		追加する委員	
	委員区分	氏名	委員区分	氏名
	学識経験を有する者	半田 勝久	学校教育関係団体及び保育関係団体を代表する者	本会から1名追加
	児童福祉サービスを提供する者	小菅 恒夫	弁護士	特別委員
	児童福祉サービスの提供を受ける者	仁科 遥花	人権擁護委員	特別委員
	市民等	伊ヶ崎 さおり	若者(公募)	特別委員
	市民等	田中 由実	若者(公募)	特別委員
	市民等	小澤 孝江	若者(公募)	特別委員

(2) 若者委員の公募について

こどもの権利条例の制定に向けて検討を行うにあたり、当事者であるこどもや若者の意見聴取・反映が不可欠であるため、高校生以上を対象とした公募を行う。

公募実施に係る概要案は以下のとおり。

①公募内容

- ・若者委員の定数 3名

- ・委嘱期間（任期） 令和8年5月25日（月）～令和9年3月31日（水）
- ・募集期間 令和8年4月23日（木）～令和8年5月17日（日）

②応募要件

以下のすべての要件を満たすこと。

- ・市内在住、在学、在勤の15歳以上29歳以下の高校生から大学生年代の人。
- ・平日午後6時以降に、南流山センターで開催する会議に参加できる人。
- ・流山市子どもの権利部会への出席に加え、8～9月に5回程度開催する流山市子ども会議（市内小・中学生および高校生が参加）に参加できる人。
- ・応募者本人名義の銀行口座をお持ちの人。
- ・Word や Excel などのデータを受信、閲覧、編集ができる環境をお持ちの人。

応募者が18歳未満の場合は次の要件を満たすこと。

- ・会議の出席について保護者の同意を得られる人。

③委員報酬 7,200円（市の規定による。）

④審議会開催にあたっての留意事項

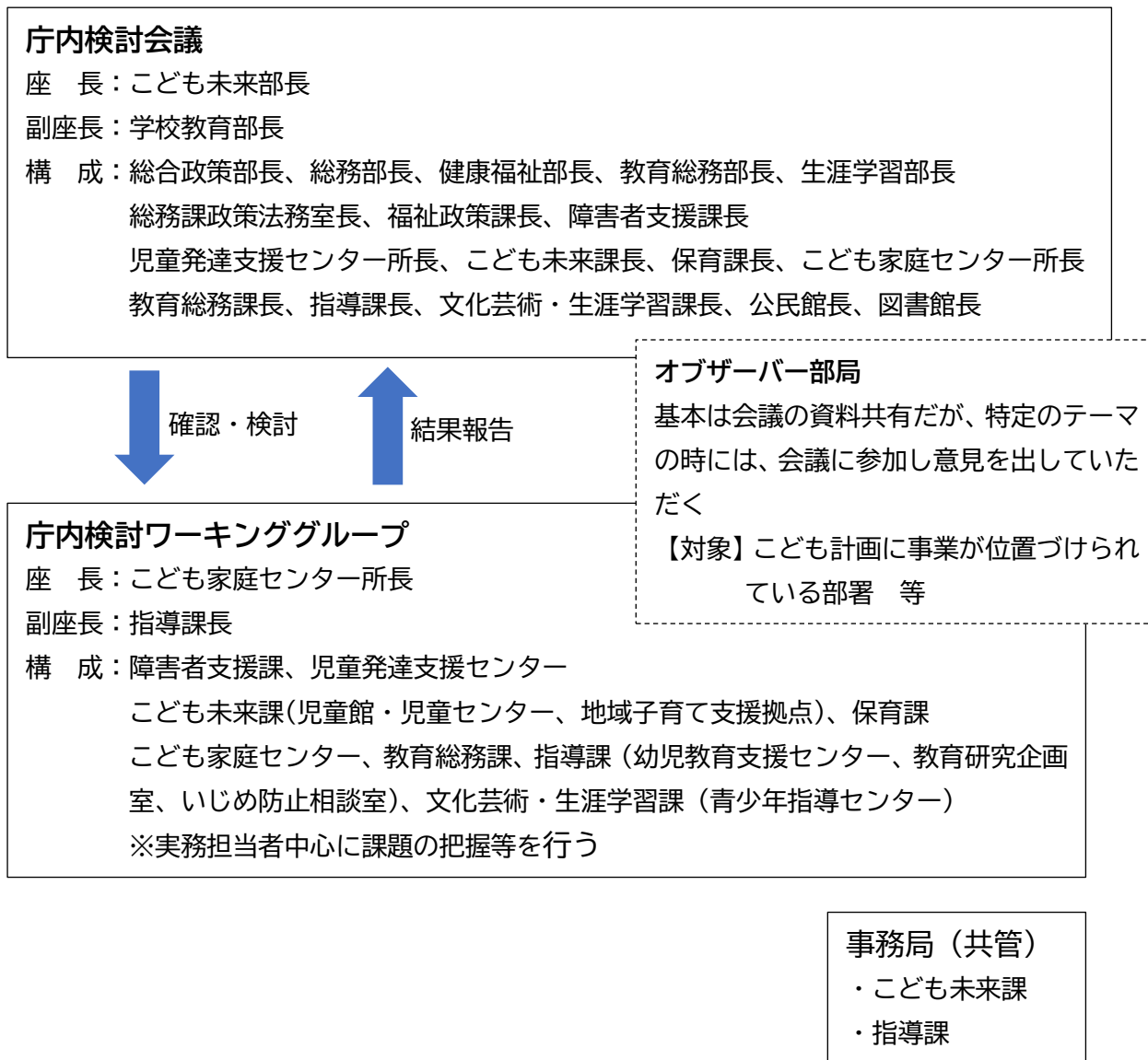
- ・若者委員の学業等に影響を及ぼさないよう、部会の開催時間は原則として、平日の午後6時以降とする。
- ・会議録は若者委員の発言が特定されないよう、発言者名を匿名化するなどの配慮を行う。
- ・若者委員が内容を理解し、安心して会議に参加できるような資料作成や会議環境づくりを行う。
- ・若者委員が未成年の場合は、必ず保護者の同意を得たうえで出席する。

(3) 庁内検討会議の設置

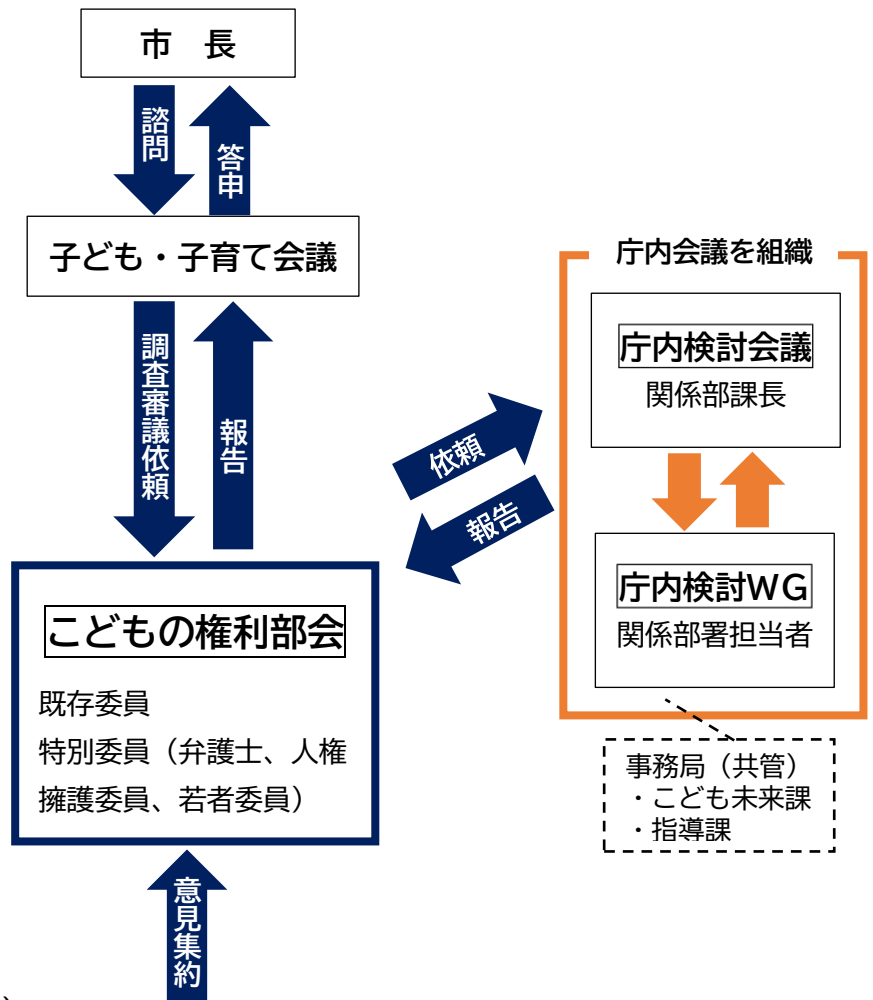
①設置目的

庁内関係部署がこどもの権利や条例に関する共通認識をもち、条例の制定に向けて、既存の取り組みを整理するため、庁内検討会議を設置する。

②会議構成



(4) 条例化に向けた検討、意見聴取等のイメージ



○市民等からの意見聴取方法（案）

手法	目的	対象	備考
アンケート	量的データの収集 状況把握	広範な市民 学生	
ヒアリング	専門的知見や困難を抱える層の深掘り	声を聴かれにくいこども 特別なニーズがあるこども (保護者、支援者含む)	
ワークショップ	意見の対話、合意形成のプロセス	公募、こどもの居場所、 イベント参加者	
パブリックコメント	広い意見の募集	市民等（全般）	
アウトリーチ	潜在的なニーズの把握	施設利用者やイベント等に参加しているこども こども関連の市民活動団体	
こども会議	当事者視点の確保、子ども参加の具現化	公募してくれたこども	

3 スケジュール案

資料3のとおり。令和10年度中の施行に向け、検討を行う。